2018
7月8日
日曜日

入場無料

- ■ 講　師　子育てシンガー mon さん
- ■ 開　場　13時30分
- ■ 開　演　14時（16時頃終了予定）
- ■ 会　場　中央公民館 大ホール
- ■ 定　員　400人（事前予約不要・当日先着順）
- ■ 主　催　宇美町・宇美町教育委員会・宇美町人権教育推進協議会
- ■ その他　手話通訳有り・託児有り（生後 6 か月～就学前）
  ※託児の申し込みは 6月 29日(金)締め切り

問 社会教育課 社会教育係 ☎ 933-2600

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

問 住民課 国保医療係 ☎ 932-1111　または　福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 651-3111

1 医療療養病床に入院している方の光熱水費の負担が変わりました（H30.4 ～）

4 月から医療療養病床に入院している 65 歳以上の方の光熱水費の負担額が見直されました。
※指定難病の方・老齢福祉年金受給者の方は引き続き負担はありません。

■ 1 日あたりの光熱水費負担額

医療療養病床に入院している 65 歳以上の方	～平成30年3月	平成30年4月～
医療の必要性が低い方	370 円	370 円
医療の必要性が高い方（指定難病の方以外）	200 円	**370 円**
指定難病の方、老齢福祉年金受給者	0 円	0 円

2 入院時の食事代の負担額が変わりました（H30.4 ～）

区分Ⅰ・Ⅱの方は『限度額適用・標準負担額減額認定証』が必要です。詳細は住民課国保医療係へお問い合わせください。

■ 1 食あたりの食事代（標準負担額）

負担区分		～平成30年3月	平成30年4月～
3 割負担の方・一般		360 円	**460 円**（※1）
区分Ⅱ	90 日までの入院	210 円	210 円
	90 日を超える入院（※2）	160 円	160 円
区分Ⅰ		100 円	100 円

（※1） 一部 260 円の場合あり。
（※2） 「長期入院」に該当。別途申請が必要です。「長期入院」の対象となる入院日数は、後期高齢者医療制度以外の医療保険の日数を含む場合があります。

3 高額療養費の上限額が変わります（H30.8 ～）

高額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額のうち、決められた上限額を超えて支払った分が払い戻される制度です。上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まります。

■ 平成 30 年 7 月まで

負担区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得 145 万円以上	57,600円	80,100 円＋（総医療費 － 267,000 円）× 1%【多数回該当 44,400 円（※2）】
一般	課税所得 145 万円未満（※1）	14,000円【年間上限 144,000円】	57,600 円【多数回該当 44,400 円（※2）】
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）		15,000 円

■ 平成 30 年 8 月から

負担区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並みⅢ	課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（総医療費 － 842,000 円）× 1%【多数回該当 140,100 円（※2）】	
現役並みⅡ	課税所得 380 万円以上	167,400 円＋（総医療費 － 558,000 円）× 1%【多数回該当 93,000 円（※2）】	
現役並みⅠ	課税所得 145 万円以上	80,100 円＋（総医療費 － 267,000 円）× 1%【多数回該当 44,400 円（※2）】	
一般（※1）		18,000円【年間上限 144,000円】（※3）	57,600 円【多数回該当 44,400 円（※2）】
住民税非課税	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）		15,000 円

（※1） 世帯収入の合計額が 520 万円未満（1 人世帯の場合は 383 万円未満）の場合なども含みます。
（※2） 過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
（※3） 平成 29 年 8 月診療分以降、毎年 8 月～翌年 7 月診療分の 1 年間が対象です。

- **高額療養費支給対象者には「高額療養費の支給申請について（お知らせ）」を郵送しますので、窓口で申請してください。**
- **診療月の翌月 1 日から 2 年を過ぎると申請できません。**
- **後期高齢者医療については、一度申請すると次回から振込先口座に自動的に振り込まれます。**

4 高額介護合算療養費の上限額が変わります（H30.8 ～）

負担区分	基準額限度額（年額）		負担区分	基準額限度額（年額）	
	～平成30年7月	平成30年8月～		～平成30年7月	平成30年8月～
現役並みⅢ	67万円	212万円	一般	56万円	
現役並みⅡ		141万円	区分Ⅱ	31万円	
現役並みⅠ		67万円	区分Ⅰ	19万円	